

# 広報みしま

## 6月15日号

- 2 老朽化する公共施設への取り組み
- 4 臨時福祉給付金に関連する通知などが届きます
- 5 商工観光課の各種相談窓口のご案内 / 国民年金の免除制度をご利用ください
- 6 男女共同参画週間  
情報公開・個人情報保護制度の運用状況
- 7 自治会連合会役員の紹介  
自治会・町内会に加入しましょう
- 8 社会を明るくする運動強調月間  
市広報番組のお知らせ
- 9 花壇コンクール入賞者発表
- 10 健康づくり
- 11 スポーツ  
ニュープリマス市派遣研修生事業報告
- 12 生涯学習 / 文化のひろば
- 13 暮らしの情報
- 15 情報ワイド版
- 16 7月1日は三島馬鈴薯の日  
市民活動団体紹介  
～HiPs（ヒップス）～



### 今回の表紙

箱根旧街道西坂、山中宿を少し登ったあたり。杉林の中を古い石畳が続きます。新緑から梅雨の

季節にかけてよく霧が立ち、歴史上の人々が多く行き来したであろう石畳は趣もひとしおです。

## 臨時福祉給付金に関連する通知などが届きます

臨時福祉給付金の支給要件に該当すると思われる世帯には、6月下旬に水色の封筒で給付金の申請書が届きます。そのとき、世帯員の所得の状況によって2種類の通知のうち、いずれかが同封されます。

- ①「平成26年度市民税・県民税の非課税のお知らせ」…平成26年度の市・県民税が非課税の人がいる世帯には申請書と共に同封されます。臨時福祉給付金の支給対象者となる可能性がありますので、案内にしたがって申告書を記入のうえ、同封の返信用封筒にてご提出ください。
- ②「平成25年中の所得などのおたずね」…世帯の中に平成25年中の所得などについておたずねしたい人がいるときに同封されます。その場合には、該当者ごとに別途「平成25年中の所得について（お尋ね）」の通知を後日お送りします。

### 市・県民税が非課税の方が支給対象者です

臨時福祉給付金は、平成26年度の市・県民税が非課税の人が支給対象者となります。市・県民税が課税されている人とその扶養親族、生活保護の受給者などは、給付金の支給対象ではありません。

また、市・県民税が未申告の人も給付金の対象とはなりません。

### 市・県民税が課税されているかの確認方法（参考）

- ①給料から市・県民税が天引きされている人には、勤務する事業所を通じて「平成26年度市民税・県民税 特別徴収税額の通知書」をお送りしています。その通知書の税額欄に金額が出ている人は平成26年度分の市・県民税が課税されています。
- ②6月分の給料明細書に「住民税（もしくは地方税など）」と書かれた欄に金額が表示されている場合にも課税されています。
- ③納付書で市・県民税を納税している人の場合、6月下旬に今年度の納付書が届いた人は平成26年度分の市・県民税が課税されています。
- ④年金天引きにより市・県民税を納税している人の場合、6月下旬に納付書・口座振替通知書・年金天引きのお知らせのいずれかが届いた人は平成26年度分の市・県民税が課税されています。

### 問合せ

臨時福祉給付金の申請について…市役所給付金窓口（☎975-3939）  
非課税・所得のおたずねについて…市民税課（☎983-2626）

ご相談ください

## 商工観光課の各種相談窓口のご案内

### \*女性就労相談

自分にあった仕事選びから、履歴書の書き方までアドバイスします。納得のいく再就職や転職を目指しましょう。

とき 毎週金曜日、午前9時～正午・午後1時～4時（祝日を除く）

相談員 上原祥子さん



### \*内職相談

家庭を離れての就労が困難な人を対象に、内職の相談を行っています。

とき 毎週火・木曜日、午前9時～正午・午後1時～4時（祝日を除く）

相談員 芹澤純子さん

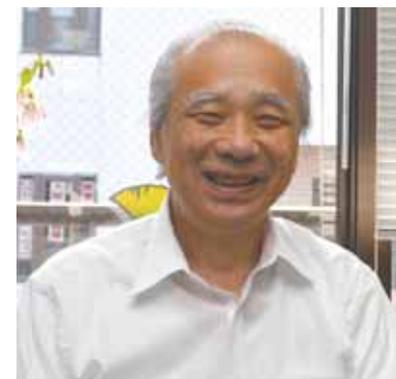


### \*中小企業技術相談

経営体質の改善、製造コストの削減、品質向上、環境・安全対策、営業戦略などの相談や新たな創業についてのアドバイスなどの相談。

とき 毎週水曜日、午前9時～正午（祝日を除く）

相談員 魚谷眞一郎さん



※相談場所は、いずれも市総合防災センター2階です。 問合せ 商工観光課（☎983-2655）

年金の支払いが困難なときは

## 国民年金の免除制度をご利用ください

失業した、所得が少ないなど国民年金保険料を納付することが困難な場合、申請をして認められれば、保険料の全額または一部が免除（一部納付）となる免除制度があります。保険料を未納のままの状態にしておくと、将来、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、免除制度をご利用ください。

平成25年度に全額免除または納付猶予が承認され、継続申請を希望した人は、日本年金機構の審査終了後、結果が郵送されますので市役所で申請をする必要はありません。

### 免除申請の受け付け

受付期間 7月1日～平成27年7月末日まで

免除対象期間 平成26年7月分～平成27年6月分

手続き場所 保険年金課国民年金係（本館1階）

### 手続きに必要なもの

- ①認印（本人ではなく、家族が代理で申請する場合）
- ②雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証の写し（失業による申請の場合）
- ③平成26年1月1日以降、三島市に転入した人は転

入前の市町村の平成26年度所得課税証明を添付して下さい。配偶者、世帯主の分も必要です。

**免除の対象所得** 免除制度には、全額免除、一部免除（4分の3、半額、4分の1）および納付猶予（20歳代のみ）の5種類があり、申請免除は前年の所得に一定の基準額が設けられています。

※本人および、配偶者、世帯主の所得がすべて下回ることが必要です。ただし、基準額を超えていても、災害、失業などの理由によって保険料が免除される場合があります。

※納付猶予の所得の基準額は全額免除と同じですが、本人および配偶者所得を審査します。

※免除された保険料は10年以内であれば、後から納めることができます。ただし、2年を過ぎると加算額がつきます。

※一部納付の承認を受けたとき、2年以内に一部保険料を納付しない場合は未納扱いとなりますのでご注意ください。

問合せ 保険年金課（☎983-2606）、三島年金事務所（☎973-1444）